

商標法施行令の一部を改正する政令参照条文

(参照条文一覧)

○ 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）（抄）	1
○ 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	1
○ 意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）（抄）	1
○ 意匠法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成十八年政令第三百四十号）（抄）	2
○ 意匠法等の一部を改正する法律第四十条の規定による改正後の商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）	2
○ 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（平成元年条約第九号）（抄）	2
○ 千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五十年条約第二号）（抄）	3

。商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）（抄）

（商品及び役務の区分）

第一条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。

別表

第一類～第七類	（略）
第八類	手動工具
第九類～第十三類	（略）
第十四類	貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計
第十五類	（略）
第十六類	紙、紙製品及び事務用品
第十七類～第二十類	（略）
第二十一類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第二十二類～第三十四類	（略）
第三十五類	広告、事業の管理又は運営及び事務処理
第三十六類～第四十一類	（略）
第四十二類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
第四十三類・第四十四類	（略）
第四十五類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）及び警備

。商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（一商標一出願）

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてしなければならない。

3 （略）

。意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号）（抄）
（商標法の一部改正）

第四条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

。意匠法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成十八年政令第三百四十号）（抄）

意匠法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

。意匠法等の一部を改正する法律第四十四条の規定による改正後の商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第二号の役務には、小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供が含まれるものとする。

3 6 （略）

。千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（平成元年条約第九号）

（抄）

第一条 特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語

(1) この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。

(2) 国際分類は、次のもので構成する。

(イ) 類別表（注釈が付されている場合には、その注釈を含む。）

(ロ) 商品及びサービスのアルファベット順の一覧表（以下「アルファベット順の一覧表」という。）であつて、商品又はサービスごとにその属する類を表示したもの

(3) (7) (略)

第二条 国際分類の法的効果及び使用

(1) (2) (略)

(3) 同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示する。

(4) (略)

第三条 専門家委員会

(1) (2) (略)

(3) 専門家委員会は、次のことを行う。

(4) 国際分類の変更を決定すること。

(4) (略)

(8) (略)

第四条 変更の通知、効力発生及び公表

(1) 専門家委員会が決定した変更及び専門家委員会の勧告は、国際事務局が同盟国の権限のある官庁に通知する。国際分類の修正は、通知の発送の日の後六箇月で効力を生じ、その他の変更は、その変更が採択される時に専門家委員会が定める日に効力を生ずる。

(2) (略)

。千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五十年条約第二号）（抄）

第十九条

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。